古河市告示第１７号

　古河市消防団応援の店事業実施要綱を次のように定める。

　　平成３１年２月１日

古河市長　針　谷　　力

　　　古河市消防団応援の店事業実施要綱

　（目的）

第１条　この告示は、市内の事業所等の協力を得て消防団員及びその家族に対し優遇措置を実施することにより、消防団員の拡充を図り、もって地域の消防防災力の充実を推進するとともに、市内の経済活動の活性化を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　消防団員　古河市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第174号）第２条第１項に規定する基本団員及び同条第２項に規定する機能別団員をいう。

(２)　家族　消防団員と同一の世帯に属する者をいう。

(３)　事業所等　市内の事業所、店舗等をいう。

(４)　事業者　事業所等において事業を行う個人又は法人をいう。

(５)　消防団応援の店　消防団員及び家族に対し自ら定めた優遇措置を行う事業所等として、この告示の規定により登録を受けたものをいう。

(６)　優遇措置　消防団員及びその家族に対し行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。

　（登録申請）

第３条　事業者は、その事業を行う事業所等について消防団応援の店の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとするときは、消防団応援の店登録申請書（様式第１号）により、市長に申請しなければならない。この場合において、一の団体を構成する複数の事業者が同時に申請するときは、当該団体の代表者が、当該複数の事業者及びその事業所等に関し消防団応援の店登録申請書（団体用）（様式第２号）により、一括して申請することができる。

２　前項の申請書には、優遇措置を実施する事業者及び事業所等の名称及び所在地並びに実施しようとする優遇措置の内容及びその期間を明示しなければならない。

　（登録）

第４条　市長は、前条の申請を受けたときは、次に掲げる基準により審査をして適否を決定し、適当と認める事業所等を登録するものとする。

(１)　明確な優遇措置が設けられていること。

(２)　優遇措置を実施する期間が連続して１年以上であること。

(３)　全ての消防団員及びその家族を対象に優遇措置を行うこと。

２　前項の規定による登録の有効期間は、申請書に記載された優遇措置の実施期間とする。ただし、登録を廃止する届出があったときは、当該届出により事業者が指定した日（第７条第２項において「廃止日」という。）までとする。

３　登録は、その有効期間の末日までに登録を廃止する届出がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

　（通知等）

第５条　市長は、申請者に対し、前条第１項の審査の結果を消防団応援の店登録（不登録）通知書（様式第３号）により通知するものとする。この場合において、登録をした事業所等に対しては、消防団応援の店表示証（様式第４号。以下「表示証」という。）を併せて交付するものとする。

　（表示証の表示）

第６条　消防団応援の店は、次に掲げる方法により表示証を表示することができる。

(１)　消防団応援の店における表示

(２)　広告物、看板、インターネットその他の方法による表示

２　表示証は、その寸法と同一の縦横比で拡大又は縮小したものにより表示することができる。

　（変更等の届出）

第７条　事業者は、消防団応援の店の登録の内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、消防団応援の店登録（変更・廃止）届出書（様式第５号）により、市長に届け出なければならない。

２　前項の規定により登録の廃止を届け出た事業者は、廃止日を経過したときは、直ちに表示証を返還しなければならない。

　（登録の取消し）

第８条　市長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(１)　第４条第１項第１号又は第３号に掲げる基準に適合しないとき。

(２)　偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(３)　その他消防団応援の店として適当でないとき。

２　事業者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに表示証を返還しなければならない。

　（利用カードの交付等）

第９条　市長は、消防団員に対し消防団応援の店利用カード（様式第６号。以下「利用カード」という。）を交付する。

２　市長は、前項に規定するもののほか、消防団員１人につき１枚に限り、消防団員の申出に応じて消防団応援の店利用カード（家族用）（様式第７号。以下「家族カード」という。）を交付することができる。

３　前項の申出は、消防団応援の店利用カード（家族用）発行願（様式第８号）を市長に提出するものとする。

４　市長は、第２項の申出を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、当該申出をした消防団員に対し家族カードを交付するものとする。

５　消防団員又はその家族（次条において「消防団員等」という。）は、優遇措置を受けようとするときは、利用カード又は家族カード（次条において「利用カード等」という。）を提示しなければならない。この場合において、消防団応援の店から身分証の提示等本人確認の求めを受けたときは、これに協力しなければならない。

６　優遇措置は、消防団員の店において優遇措置の他に代金の割引、特典の付与その他の優遇措置と同様の内容のサービスを実施しているときは、原則として、当該同様の内容のサービスと重複して受けることはできない。

　（消防団員等の遵守事項）

第１０条　消防団員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　利用カード等を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(２)　利用カード等の記載事項を変更する必要が生じたとき、又は利用カード等を毀損したときは、速やかに訂正又は再交付を求めなければならない。

(３)　消防団の退団その他の理由により利用カード等が不要になったときは、直ちに返却しなければならない

２　消防団員は、利用カード等を返却するときは、属する分団の分団長にこれを提出するものとし、分団長は消防主管課に提出するものとする。

　（公表）

第１１条　市長は、消防団応援の店の名称及び所在地並びに優遇措置の内容その他必要な事項について、古河市広報等により公表するものとする。

　（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

　古河市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

代表者

消防団応援の店登録申請書

古河市消防団応援の店事業実施要綱第３条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等 | 電話 | （　　　　）　　　－ | （担当者の所属・氏名） |
| FAX | （　　　　）　　　－ |
| 名称 |  |  |
| 所在地 |  |  |
| 営業時間 | 午前 | 時　　分～ | 午前 | 時　　分 |
| 午後 | 午後 |
| 定休日 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 優遇措置 | 内容 |  |
| 実施期間 |  |

備考

１　優遇措置の内容・実施事業所等については、古河市の広報紙等に掲載します。

２　系列店等複数の事業所等の登録を一括して申請する場合は、店舗一覧表を添付してください。

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

　古河市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請団体

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

代表者

消防団応援の店登録申請書（団体用）

古河市消防団応援の店事業実施要綱第３条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者 | 電話 | （　　　　）　　　－ | （所属・氏名） |
| FAX | （　　　　）　　　－ |
| 構成員事業者及び事業所等 | 別紙のとおり |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 優遇措置 | 内容 |  |
| 実施期間 |  |

備考

１　登録を受けようとする事業者及びその事業所等を別紙に記載してください。

２　事業所等ごとに実施しようとする優遇措置の内容又は期間が異なるときは、別紙に記載してください。

３　団体名、実施事業所等及び優遇措置の内容については、古河市の広報誌等に掲載します。

別紙

消防団応援の店登録申請一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事業者　名称・所在地 | 連絡先 | 事業所等営業時間・定休日 | 優遇措置の内容・実施期間 |
| 代表者名　　　 |
| 事業所等　名称・所在地・業種 |
|  |  | TEL |  |  |  |
|  | FAX |  |
|  | Mail |  |
|  |  | TEL |  |  |  |
|  | FAX |  |
|  | Mail |  |
|  |  | TEL |  |  |  |
|  | FAX |  |
|  | Mail |  |
|  |  | TEL |  |  |  |
|  | FAX |  |
|  | Mail |  |
|  |  | TEL |  |  |  |
|  | FAX |  |
|  | Mail |  |

備考

　１　記載事項は、消防団応援の店事業の実施及び推進の目的以外に使用しません。

　２　この用紙の記載欄が不足した場合は、適宜欄を追加して使用してください。

様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

古河市長　　　　　　　　　印

消防団応援の店登録（不登録）通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった消防団応援の店の登録について、古河市消防団応援の店事業実施要綱第４条第１項の規定により決定したので、次のとおり通知します。

□　登録する。

　併せて消防団応援の店表示証を交付します。

□　登録しない。

　理由

様式第４号（第５条関係）

消防団応援の店表示証



古　　河　　市

第　　　号

年　　　月　　　日

寸法　縦594㎜×横420㎜

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

　古河市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

代表者

消防団応援の店登録（変更・廃止）届出書

消防団応援の店について、登録を（変更・廃止）したいので、古河市消防団応援の店事業実施要綱第７条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　対象の消防団応援の店（事業所等）

２　変更内容（変更の場合）

３　変更・廃止の理由

４　変更・廃止の時期　　　　　　年　　　月　　　日

５　その他

様式第６号（第９条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 消防団応援の店利用カード　　　　　　　　　　所　　属　古河市消防団第　　分団　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　月　　日古河市役所　　 発行年月日　　　　年　　月　　日 |

（裏）

|  |
| --- |
| 注意事項１　この利用カードは、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。２　この利用カードの記載事項を変更する理由が生じたとき、又は毀損したときは、速やかに市長に訂正又は再交付を求めなければならない。３　この利用カードは、退団その他の理由により不要になったときは、直ちに市長に返却しなければならない。 |

　寸法　縦55㎜×横90㎜

様式第７号（第９条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 消防団応援の店利用カード（家族用）　　　　　　　　　　所　　属　古河市消防団第　　分団　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　月　　日古河市役所　　 発行年月日　　　　年　　月　　日 |

（裏）

|  |
| --- |
| 利用対象者（家族）　氏名　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日　氏名　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日　氏名　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日　氏名　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日　氏名　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日注意事項　１　この利用カードは、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。　２　この利用カードの記載事項を変更する理由が生じたとき、又は毀損したときは、速やかに市長に訂正又は再交付を求めなければならない。　３　この利用カードは、退団その他の理由により不要になったときは、直ちに市長に返却しなければならない。 |

　寸法　縦55㎜×横90㎜

様式第８号（第９条関係）

年　　月　　日

　古河市長　宛て

所属　　　古河市消防団第　　分団

消防団員

消防団応援の店利用カード（家族用）発行願

家族の利用のため、消防団応援の店利用カード（家族用）の交付を受けたいので、古河市消防団応援の店事業実施要綱第９条第３項の規定により、次のとおり申し出ます。

また、本件申出の審査に必要な範囲で、私の世帯員に関する情報に関し住民基本台帳を閲覧又は照会することについて、同意します。

カードを利用する世帯員一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 生年月日 | 続柄 |
|  | 　　　年　　月　　日 |  |
|  | 　　　年　　月　　日 |  |
|  | 　　　年　　月　　日 |  |
|  | 　　　年　　月　　日 |  |
|  | 　　　年　　月　　日 |  |